

## 笛吹市財政状況等一覧表（平成18年度）

地方財政の現状が極めて厳しい中、財政の健全化を推進するため、自らの財政状況についての積極的な情報公開が求められており、総務省からの通知（総財務第8号総務省自治財政局長通知）に基づき公表するものです。

各会計の決算状況や財政指標と、関係する一部事務組合や第三セクターの経営状況を一覧表にして、各都道府県や政令指定都市、市区町村共通の様式により公表するものです。

- 1) 一般会計及び特別会計の財政状況
  - ・決算、地方債現在高、他会計からの繰入金の状況等
  
- 2) 1) 以外の特別会計の財政状況（公営企業会計等）
  - ・決算、地方債現在高、他会計からの繰入金の状況等
  
- 3) 関係する一部事務組合等の財政状況
  - ・決算、地方債現在高、当該団体の負担割合等
  
- 4) 第三セクター等の経営状況等
  - ・決算、出資及び地方公共団体の財政的支援（補助、貸付、債務保証、損失補償）の状況等
  
- 5) 財政指数
  - ・財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率等

(別添)

## 財政状況等一覧表(平成18年度)

(百万円)

団体名 笛吹市

標準財政規模 (A)	臨時財政対策 債発行可能額 (B)	合計 (A)+(B)
16,843	1,086	17,929

## 1 一般会計及び特別会計の財政状況(主として普通会計に係るもの)

(百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの 繰入金	備考
一般会計	28,583	27,478	1,105	840	32,644	84	基金から 930百万円繰入
黒駒山恩賜県有財産保護 財産区管理会特別会計	14,118	2,125	11,993	11,993	—	—	(単位:千円)
大積寺山恩賜県有財産保護 財産区管理会特別会計	1,121	193	928	928	—	—	(単位:千円)
稲山恩賜県有財産保護 財産区管理会特別会計	6,310	130	6,180	6,180	—	—	(単位:千円)
牛ヶ額恩賜県有財産保護 財産区管理会特別会計	124	57	67	67	—	—	(単位:千円)
大口山恩賜県有財産保護 財産区管理会特別会計	19,457	424	19,033	19,033	—	—	(単位:千円)
崩山恩賜県有財産保護 財産区管理会特別会計	2,171	91	2,080	2,080	—	—	(単位:千円)
名所山恩賜県有財産保護 財産区管理会特別会計	1,648	201	1,447	1,447	—	—	(単位:千円)
春日山恩賜県有財産保護 財産区管理会特別会計	6,291	1,007	5,284	5,284	—	—	(単位:千円)
兜山外五山恩賜県有財産保護 財産区管理会特別会計	333	189	144	144	—	—	(単位:千円)
普通会計	28,583	27,478	1,105	840	32,644	84	基金から 930百万円繰入

## 2 1以外の特別会計の財政状況(公営企業を含む公営事業会計に係るもの)

(百万円, %)

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方 債)現在高	他会計からの 繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
水道事業会計	881	889		8	4,809	157	101.6	0	0	法適用企業
国民健康保険会計	7,101	7,065	36	36	—	446				基金から 268百万円繰入
老人保健会計	6,193	6,193	0	0	—	549				
介護保険会計	3,892	3,828	64	64	59	592				
介護サービス会計	8,230	7,855	375	375		500				(単位:千円)
下水道会計	3,689	3,624	65	64	24,730	1,560				
(公共下水道会計)	2,071	2,036	35	34	12,685	849				
(特定環境保全公共下水道会計)	1,618	1,588	30	30	12,045	711				
農業集落排水会計	94	93	1	1	649	85				
簡易水道会計	961	893	68	61	3,250	161				
温泉事業会計	83	75	8	8						

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。

2. 法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。

3. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

(別添)

### 3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円, %)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	<法適用以外> 形式収支	実質収支 (純損益)	地方債(企業 債)現在高	当該団体の負 担金割合	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
山梨県市町村議会議員公務 災害等補償組合	1,417	513	904	904		7.7				(単位:千円)
東山梨広域行政事務組合	1,353	1,331	22	22	2,679	1.5				
東山梨環境衛生組合	410	397	13	13	670	19.1				
青木が原ごみ処理組合	49	27	22	22		34.0				
山梨県市町村総合事務組合 (一般会計)	5,590	5,581	9	9		11.7				
山梨県市町村総合事務組合 (行政手続きの電子化事業特別会計)	250	203	47	47		7.7				
山梨県市町村総合事務組合 (交通災害共済事業特別会計)	112	112	0	0						
東八代広域行政事務組合 (一般会計)	714	713	1	1	736	91.1				基金から 204百万円繰入
東八代広域行政事務組合 (ふるさと市町村圏特別会計)	5	5								
釈迦堂遺跡博物館組合	35	33	2	2		50.0				
山梨県市町村自治センター	163	156	7	7		8.8				
峡東地域広域水道企業団	0	0		0	3,265			0	0	法適用企業 繰入金384,653千円
甲府・峡東地域ごみ処理施設 事務組合	2,976	2,501	475	475						(単位:千円)
山梨県後期高齢者医療広域事 務組合	19	19	0	0						

### 4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(百万円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体から の債務保証に 係る債務残高	当該団体から の損失補償に 係る債務残高	備考
いさわ・文化・スポーツ振興財団	85	118,177	109,870	16,859	0	0	0	(単位:千円)

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

### 5 財政指数

財政力指数	0.609	実質収支比率	5.0
実質公債費比率	14.4	経常収支比率	84.2

(注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度の3カ年平均である。

# 用語の説明

一般会計	地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して、計上した会計で、特別会計で計上される以外のすべての経理を処理する会計。
特別会計	公営企業などの特定の事業を行う場合に、特定の歳入(収入)をもって特定の歳出(支出)に充て、一般会計と区別して個別に処理する必要がある場合において設置することができる会計。
普通会計	一般会計と特別会計の一部を合算した決算統計上の会計区分。 その合算に際しては、各会計間の繰り入れ、繰り出しに係る重複を控除する等の調整を行う。
地方公営事業会計	地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。
形式収支	歳入総額から歳出総額を差し引いた額。
実質収支	形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額。(翌年度に繰り越すべき財源 = 継続費遞次繰越額 + 繰越明許費繰越額 + 事故繰越繰越額 + 事業繰越額 + 支払繰越額 - 未収入特定財源)。 当該年度までの収支の累積を表し、実質収支が黒字であるか赤字であるかは当該団体の財政運営の健全性を判断する基準となる。
純損益	地方公営企業法を適用する企業における、総収益から総費用を差し引いた額。 純損益の数値がプラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼ぶ。
不良債務	流動負債の額が流動資産の額(翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。)を超える額である。
法適用企業	地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業が法適用企業であり、それ以外の事業が法非適用企業である。 法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気(水力発電等)、ガスの7事業と法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業(以上、当然適用事業)、また、条例で全部又は一部を任意で適用する事業で、簡易水道、下水道等(以上、任意適用事業)がある。 法非適用企業は、任意適用事業のうち、法律を適用していない事業である。
一部事務組合	都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体。
広域連合	都道府県、市町村及び特別区が、広域にわたり処理することが適切であると認められるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体。

第三セクター	地方公共団体が出資又は出えんを行っている民法法人及び商法法人をいう。 なお、「財政状況等一覧表」の第三セクター等には、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社(いわゆる「地方三公社」)、地方独立行政法人も対象となっている。
経常損益	「(営業収益 + 営業外収益) - (営業費用 + 営業外費用)」のこと。
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。 財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。
基準財政需要額	普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するもの。
基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するもの。
実質収支比率	実質収支の標準財政規模に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。
標準税収入額	地方税法に定める法的普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額。 具体的には、法定普通税の基準税額の合計をいう。
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費等の容易に縮減することの困難な経常的な経費に対して経常的な一般財源収入(減税補てん債、臨時財政対策債を含む)がどの程度消費されているかを表す。 この比率が低いほど経常一般財源の残余が大きく、臨時の財政需要に対して余裕を持つことになり、財政構造が弾力的であることを示している。 経常収支比率 = 経常経費充当一般財源 / 経常一般財源総額
<法適用企業> 経常収支比率	特別損失が除かれているため、企業の経常的な活動における収益性を示すものである。100%を越える場合は単年度黒字を、100%未満の場合は単年度赤字を示す。 経常収支比率(法適用企業) = 経常収益 / 経常費用
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

## 実質公債費比率

$$\text{○実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D}$$

- A: 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)  
B: 地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元利償還金」)  
C: 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源  
D: 普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金(「算入公債費の額」)及び準元利償還金(「算入準公債費の額」)  
E: 標準的な規模の収入の額(「標準財政規模」)

※実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金(上記A関連)

- ①繰上償還を行ったもの
- ②借換債を財源として償還を行ったもの
- ③満期一括償還地方債の元金償還金
- ④利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの

※「準元利償還金」(上記B関連)

- ①満期一括償還地方債に係る年度割相当額
- ②公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金
- ③組合が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等
- ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給等)
- ⑤一時借入金の利子

### <地方債協議制度>

実質公債費比率は、平成18年度から地方債の許可制度から協議制度への移行に伴い導入された新しい財政指標で、当該団体の標準的な一般財源の規模に占める公債費相当額の割合を厳格化・透明化の観点から見直しを行い、導入されたもの。

平成17年度までは地方債を発行するには、都道府県及び政令指定都市は総務大臣、市町村は知事の許可が全て必要であったが、協議制度への移行により、同意を得ることにより発行できるとされた。

ただし、当該指標が18%以上の団体は、引き続き許可が必要とされている。

#### ○協議制度の枠組み

- ・18%未満 : 一般的な基準により同意
- ・18%以上25%未満 : 公債費負担適正化計画の策定を前提に許可
- ・25%以上 : 一般単独事業(一般事業、地域活性化事業、地域再生事業)、公共用地先行取得等事業に係る起債を制限
- ・35%以上 : 上記のほか一般公共事業、公営住宅建設事業、教育・福祉施設等整備事業等に係る起債を制限